平成 27 年 7 月 24 日

こんにちは連絡係の稲垣です。
やっぱり暑いと思ったら、食中毒の季節です。皆様、食べ残しを安易に作らないように。
そうやって、もったいないからって、余計に食べちゃうんですよね…。
さて、各務原市からの連絡がありました。各部会皆様にも配信しています。在宅の利用者様にもお声掛けの程お願いします。
よろしくご査収下さい。

平成２７年７月２４日（金）１１時、岐阜県は食中毒警報を発令しました。
【発令理由】
食中毒警報発令運営要領 第２ 食中毒警報発令の基準１の（１）及び（３）
（１）「気温３０℃以上が１０時間以上継続したとき、又それが予想されるとき。」
（３）「２４時間以内に急激に気温が上昇して、その差が１０℃以上を超えたとき、又はそれが予想されるとき。」
夏場に起きる食中毒のほとんどは、細菌が原因です。
食品の取り扱いに特に注意してください。（特に生もの、弁当、卵など）
食中毒予防三原則を守りましょう！
１、 清潔（手洗いの励行、まな板、フキン、食器等の消毒）
２、 迅速（調理した食品はできるだけ早く食べる）
３、 加熱または冷却（食品は十分に火を通すか、冷蔵庫にいれる）

【発令解除】本警報は、４８時間後に自動解除されます。
詳細は、下記をご覧ください。（岐阜県のホームページ）
http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/kocho-koho/event-calendar/sonota/seikatu-eisei/shokuchudoku-keihou20150724.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
各務原市役所健康福祉部高齢福祉課
主任主査兼施設指導係長
飯沼 健司
℡058-383-2067（直通）
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇